

助成金を活用しませんか？
外国人材の定着のために
受入企業様への魅力向上と

人材確保等支援助成金
外国人労働者就労環境整備
助成コース

上限 80万円

1措置導入ごとに20万円

雇用労務責任者の選任

就業規則の多言語化

苦情相談体制の整備

一時帰国休暇制度の整備

社内マニュアル等の多言語化

監理団体の皆様、まずはお気軽にご相談ください！

外国人材を雇用していれば、貴団体でもご活用できます（但し、上限60万円）

専門家による詳細な説明

助成金制度の内容から申請のコツまで、分かりやすくご説明。

計画作成から実行まで支援

就労環境整備計画の策定、各種措置の導入サポート

確実な申請手続き

煩雑な申請書類の作成・提出を代行し、円滑な助成金受給を支援

お問い合わせ先



Professional Relations

プロフェッショナル リレーションズ

P R 社労士・行政書士事務所

大阪府堺市南区若松台1丁1番1-1319号

特定社会保険労務士

申請取次行政書士

式森 憲一郎



090-4064-4535



shikimori@prorelations.jp

ウェブサイト：<https://prorelations.jp/>

営業時間：平日 9時～18時

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

1. 計画内容及び助成額（導入する就労環境整備措置）

▶ 助成額

導入・実施した就労環境整備措置1つにつき**20万円**が支給されます。**上限は80万円**です。

▶ 必須メニュー

雇用労務責任者の選任	外国人労働者の職場定着に関する管理業務を担当する 責任者 を選任、周知し、すべての外国人労働者に 1回以上の面談 を行います。
就業規則等の多言語化	就業規則、労働協約、労働条件通知書、雇用契約書などの就業規則等を多言語化します。対象となる 外国人労働者が使用する言語または平易な（易しい）日本語 に多言語化する必要があります。

▶ 選択メニュー（①～③のうちいずれか1つ以上）

① 苦情・相談体制の整備	外国人労働者の苦情や相談に応じるための体制（相談窓口の設置等を就業規則に明記）を整備し、 担当者 を選任します。 ※特定技能外国人を雇用する事業所や監理団体は法律上の義務であるため、当メニューは対象外です。 ※就業規則以外（雇用契約書等）を多言語化した場合は選択不可。
② 一時帰国そのための休暇制度の整備	外国人労働者が一時帰国を希望する場合に必要な有給休暇を取得できる制度（年間1回以上、連続5日以上の有給休暇を取得）を整備します。労働基準法第39条に定める年次有給休暇とは別に定めます。 ※計画期間中に実際に当制度を使用することが必要です。 ※就業規則以外（雇用契約書等）を多言語化した場合は選択不可。
③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化	社内マニュアル、標識類などを多言語化します。対象となる外国人労働者が使用する言語または平易な（易しい）日本語に多言語化する必要があります。

2. 助成金申請にあたっての注意事項（抜粋）

- 算定期間中の**外国人労働者離職率を15%以下**とする目標を達成する必要があります。算定期間は就労環境整備措置の実施日の翌日から起算して6ヶ月間です。ただし、**雇用労務責任者講習**を受講した場合は、**実施日前6ヶ月間**となります。

3. 報酬に関する事項

▶ 報酬額について

- 支給予定額が**80万円**の場合：申請料**12万円**（税込）+翻訳料（実費：約5万円～）
 - 支給予定額が**60万円**の場合：申請料**10万円**（税込）+翻訳料（実費：約5万円～）
- ※ 翻訳料は納品時にお支払いいただき、申請料は支給決定後に請求します。
- ※ 平易な日本語化する場合は翻訳料は不要ですが、申請料のうち5万円を納品時に請求します。
- ※ 就業規則の新規作成は**10万円**（税込）いただきます。

▶ 翻訳料について

- 翻訳者は事業所様でご用意ください。弊所から実費でお支払いします。

▶ 就業規則や雇用契約書等の訂正等について

- 法令違反や不合理な内容、最新の法令に沿わない場合等、労働局から就業規則や契約書類の訂正が指示されます。その際は、訂正実費をいただきます（軽微な場合は不要です）。